

議 事 要 旨 記 録 票

日 時	令和 7 年 5 月 23 日（金） 午後 4 時 00 分から午後 5 時 00 分
場 所	みらいく 多目的室 2 ～ 4 会議室
会議件名	令和 7 年度 第 3 回いじめ防止対策推進条例策定検討委員会
主な議題	条例等骨子案について、意見交換
参加者	（委員）：嶋崎委員長、出牛委員、飯田委員、山岸委員、太田委員、和田委員、仙波委員、中田委員、宇田川委員、村田委員、萩原委員、高原委員、藤井委員、滝瀬委員、杉本委員 （事務局）：前田統括指導主事、坪田主幹、蟹江指導主事、河住指導係長、小松指導係主任
配布資料	(01) 日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会名簿 (02) 第 2 回_日野市いじめ防止対策推進条例策定委員会アンケート結果 (03) 日野市いじめ防止対策推進条例（案） (04) 逐条解説 (05) 日野市いじめ防止基本方針（案） (06) 子供の意見の聴取について (07) 参考_07 日野市いじめ問題対策連絡協議会規則（案） (08) 参考_08 日野市教育委員会いじめ問題対策委員会規則（案） (09) 参考_09 日野市いじめ問題調査委員会規則（案）
結 果	☐ 了承（意見なし） ☒ 了承（意見あり） ☐ 要修正・再説明 ☐ 不承諾 ☐ 情報共有のみ } いずれかに該当する場合は「主な内容」欄に 意見要旨を記載
主な内容	1. いじめ防止対策推進検討委員会委員長挨拶（委員長） 本日はありがとうございます。先達て立川市の小学校で知人といわれる人に暴力を受けるといった問題があった。いじめと関係があるかは全く知らない。しかし、今 51 件目のいじめの重大事態の調査を行っている中で、知人といわれる人が学校にやってきて教員を殴ってしまったというケースが 3 件ある。もちろん子供の問題で子供中心に考えていかなければいけないが、幅広くいろんな角度から検討する必要があると考えている。今日はどうぞよろしくお願いします。 2. いじめ防止対策推進検討委員会委員紹介（事務局） 令和 7 年度を迎え新たに着任された方もいらっしゃるのので改めて委員の皆様をご紹介します。※資料 01 『いじめ防止対策推進条例策定検討委員会 委員名簿』参照。

3. 条例等骨子案について

(事務局) ※資料 02『第 2 回_日野市いじめ防止対策推進条例策定委員会アンケート結果』、資料 03『いじめ防止対策推進条例 (案)』参照。

前回 (第 2 回) の閉会後にアンケートをお願いし、8 名の委員の方からご回答いただいた。

設問 1「条例の前文について」。提示された内容で良いという意見以外の意見を記載している。

いじめを許さないという強い意志を感じる。親切に注意したのに相手にいじめだと感じられてしまった、などのケースもイメージしたうえで法律上の強い意志を示すとよいという意見。事務局で調査した中で、学校現場の実情を反映させるべきだと考え、親切な注意の意図として「互いを尊重し、助け合う心をもって」という記述を条例の前文に反映させた。法の解釈、国の法の文言追加に関して。(※ 2 頁下段、設問 1-1 を参照。) 「いじめ防止対策推進法を踏まえ (=法の趣旨)」を入れる適切性について事務局は②条例の独自性を弱める可能性がある判断したためこの部分は修文無しとした。

前文と基本理念が重複しているように感じる。大きな視点で「〇〇のようなまちをつくる」「〇〇のような社会を実現する」というような書き方が良いという意見をいただいた。この意見を反映しいじめは学校だけではなく地域全体で取り組むべき問題だという解釈、日野市第 4 次学校教育基本構想につながるイメージを持ちながら「地域社会全体で連携する」という表現で前文に反映し修文した。

「根絶」という言葉について。かなり強いイメージを感じる。「根絶」のためには他人の感情を完璧に慮ることを強いられる抑圧・息苦しさを感じるという意見。「根絶」という文言をなくすか事務局で話し合った。「根絶」を使っている団体はある。(※ 3 頁下段、設問 1-3 を参照。) 「根絶」は力強さや決意を感じさせるが、全ての市民が協力し合いながら共にいじめを無くす地域社会を実現させていくのであれば、「根絶」を使わずにもう少し柔らかく穏やかな表現で進めるのはどうかという結論になった。資料 03『いじめ防止対策推進条例 (案)』前文で赤字の部分で前回と変わったところ。

設問 2「各条例について」。(※ 5 頁参照。)

第 2 条第 3 項、学校の定義で逐条に「保育所」を含めているが、学校ではない保育所も対象とするのか? という意見をいただいた。(※資料 04 逐条解説 3 頁 (定義)、4 頁第 3 号 (学校) 参照。) 条例における「学校」の範囲は幼稚園を削除する方向性。いじめ防止対策推進法第 2 条第 2 項「(幼稚部を除く。)をいう。」これに倣って小学校と中学校を対象とすることとした。

第 16 条第 3 項、調査委員会を設置したとき、「又は」前項の規定による答申があったときは、議会に報告するものとする。とあるが、「又は」ではなく「及び」として両方とも報告

すべきではないか、という意見。この部分については修文無しとした。理由としては、法の内容を引用しているため。しかしこの意見はもっともだということで逐条解説に「いずれの場合においても、議会に報告するものとなります。」と記載。（※資料 04 逐条解説 19 頁参照。）

同条第4項「努める」とあるが、適切な調査のためには「ねばならない」とすべきではないか？という意見。これに関しては、第4項に規定する「その他の関係者」には市管轄以外の関係機関が含まれることを考慮して修文無しとしている。

第2条の（3）学校についても先程の学校の定義の設問と同様。

第15条は、いじめ問題対策委員会が、重大事態の調査を行うことになっていてよいと思う。法28条においては「学校の設置者」又は「学校」の下に組織を設けて調査を行うことになっているが、都の条例と同じく学校を記載しないことに賛成という意見。条例文とは別に、基本方針 p12 には教育委員会または学校は、…その下に必要に応じて調査を行うこととなっており、齟齬を感じたという意見。この2つの意見については修文無しとする。条例と規則との建付けの中で、条例はすっきりとした内容で記載する。条例の下に規則を設置することで所掌事項や組織（構成委員）、任期などを記載している。規則の中には学校関係者が構成員として記述されているため、必然的に条例も逐条解説と同じ方向を向いているといえる。ただしご指摘のとおり、公平性や透明性、迅速性の観点も非常に大切だと思っており、同規則8条、9条で委員会の下部組織である専門調査委員、あるいは調査部会が調査することを想定している。現状もそうであるように、対策委員会が開催されなければ何も動かないということは避けていきたいと考えている。調査委員会や専門委員会を発令して調査を先行していく、という現状と同じ形で進めていきたいと思っている。したがって修文無しとした。

第8条（保護者の責務）について。保護者だけが「努めるものとする」と柔らかい表現になっているが、必要な調査を実施するためには「責務を有する」など強い表現にできないかという意見。理由は後程説明するが、修文無しとした。

第4条いじめの禁止を規定することは賛成だが、あわせて「自分を大切にするとともに、他の人を大切にしよう努める」など互いの人権を尊重するような趣旨の文言を追記してはどうかという意見をいただいた。逐条解説の4条にこの意見を反映した。（※逐条解説8頁参照。）

第8条（保護者の責務）に関しての意見。保護者の責務は法と同じ内容と思うが、「第一義的」「指導」という言葉が繰り返されていて少し重く感じるという意見。（※逐条解説11頁参照。）「保護者の“責務”」から「保護者の“役割”」に文言を変更した。いじめ防止対策推進法の内容を追記。第9条（保護者の責務）第1項で「保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」「当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を

行うよう努めるものとする」となっているが、第4項において「第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず」とあり、家庭教育が第一にあって、その中でいじめ、規範意識をどう指導するかということ。この部分については「努める」とし、第一義的に家庭教育に関して侵害してはならないと理解した。いじめ防止対策推進条例の第8条で「当該児童等に対し、規範意識を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする」と変更した。（※資料03『いじめ防止対策推進条例（案）』3頁、第8条（保護者の役割）第1項参照。）

財政措置を検討してもらえないかという意見。文科省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインなどを参酌しつつ、いただいた意見を反映させていく。

第15条3、重大事態調査は学校主体の場合もあれば、教育委員会が行うこともある。そこで「教育委員会の諮問に応じ」から「教育委員会から諮問を受けた場合」とすると実態に合うという意見。このまま修文させていただいた。

設問3・4に関して。検討委員会の方向性などに関すること、委員の皆さんの発議を踏まえて会を進めてもらいたいというご意見を多くいただいた。そのご意見に沿うように今回は進めさせていただきたい。

今後のスケジュールについて共有させていただきたい。（※10頁「今後のスケジュール」参照。）第1回の検討委員会で示した図だが、新たに「子供たちの声」を反映した。今回の検討委員会で条例案が形になったところで各方面に意見を聞いていきたいと思っている。

今回多くの意見をいただきながら何度も議論したのは「保護者の“責務”」「保護者の“役割”」の部分。多方面から意見をいただきながら最終的に我々が目指すところはどこなのかをよく考えたうえでこの形になった。ご指摘いただいたように「～しなければならない」という強い口調にしたいところだが、家庭教育の重要性などを踏まえてこの表現に至った。現場を見ている方々の実情は違うと思うので、そのようなお話やご意見をいただきたい。

（委員長）いじめ防止対策推進法第9条「保護者の役割」などに関して説明いただいたが、そのあたりでご意見はないか。

「学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない」（いじめ対策推進法第9条第4項）この内容は国会の附帯決議から記載された。第4項を書いておかないと学校がいじめの問題にしっかり取り組んでくれないのではない、損害賠償の訴訟になった場合に減額されてしまうのではない、という理由で入れている。普通はこのような内容は法律に入れることはないのだが、そのような理由で学校の責任を減ずるものではない、と入れている。今回は法に則り法の精神を活かして、柔らかい表現で、という話があった。

（事務局）法の部分の解釈論という形で第1項～第4項で構成されている。条例は第1項～第3項までで第4項がない。第4項は解釈論をゆがめてはならないという2つのことを言

っている。1つは学校・市教育委員会が軽減するという風に解釈してはならない。もう1つは保護者の責務（保護者の役割）、家庭教育を第一義的にするというものを侵してはならない。第4項の家庭教育における部分を追加してはどうかと検討している。

（委員）日野市の事例ではないが、他市の方からお話を聞かせていただいた。子供が仲良くしていた子から外されてひとりぼっちになってしまった。ひとりぼっちにさせた側（＝加害者側？）は活き活きと学校に通っている。外された子供はどんどん深みにはまってしまい、親がその子をどうやって学校に行かせればいいのか、学校の先生やソーシャルワーカーに話を聞いてもらっているという状況。ソーシャルワーカーに「次回は来るか来ないかはっきり決めなさい」というような強い言い方をされたこともあった。学校と保護者と関係機関でうまくつないでいき、このお子さんを学校でなくてもフリースクールでもなんでも行ける体制に導く、いじめが解消していく、そのための条例だと思う。今聞いていて「家庭を侵してはならない」という言葉が引っ掛かった。学校も保護者の方の話をよく聞いていただきたいと実感している。お母さんがすごく悩んでいる、どこに相談をすればいいのかわからない、と嘆いておられる実態を他市の方から聞いているので、日野市ではうまくいってほしいと思っている。

（委員長）実際の事例をお話しいただいた。そういうことが起こらないように、また起こってもうまく解決できるように、条例の策定をしっかりとやりたいと思う。ご意見ありがとうございました。

（事務局）「侵してはならない」というのは適切な表現ではなかったと反省している。法9条第4項「家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず」この部分を引用する。（※資料 02『会議資料』7頁参照。）第1項の部分を擁護していくと解釈いただければと思う。

（委員長）幼稚園は除くと修正されたが、このあたりでご意見はないか。

（委員）親の責務や家庭の意見を聞くということもそうであるが、全体を通して見たときに、この条例が大人主体になっていて、じゃあ子供はどうなのだろうかという視点は持っていきたいとお話を聞きながら考えた。保護者が思う道筋と子供が向かっていきたいところは必ずしも一致しない。いじめられていても一人でいたくない、いじめられることよりも一人のほうが嫌だと言っていた子供がいた。保護者がまずとった行動は、加害児童とクラスを分けてもらうよう学校に相談しようとした。しかし子供は離れたいというわけではなかった。仲良く遊びたい、関係性を改善したいというのが子供の希望であったが、保護者はクラスを分けてほしい、近づかないでほしいという希望だった。相反する状況であっても、子供本人がどうしていききたいかをきちんと保護者や学校（先生）がとらえてほしいと思った。「責務」についてはどんなに言葉を強くしようが当事者として意識があるかどうかが一番大事だと思う。「責務」とすることで身動きが取れなくなるような責任感の強い保護者もいれば、ど

んなに強い言葉で言ったとしてもどこ吹く風の主体性がない保護者もいる。言葉を厳選していくことはもちろんだが、今子供がおかれている現状がどんなに厳しい状態なのか周りの大人が理解していくことや、こういう過程を通して子供のことに思いを馳せることが大事だと思う。子供たちが健やかに過ごすために大人がこんなに一生懸命考えているのだということが伝わってくるし、保護者にも発信していくべきだと思った。

(委員) いじめ条例の対象は公立の小中学校ということだが、日野市の場合子ども条例があり未就学児や高校生も対象になる。子供がいじめや虐待などの権利の侵害、その他不利益を受けた場合には安心して相談や救済を求める仕組みができている。仮に幼稚園でいじめが発生した場合子どもオンブズの方で対応していくことになると思う。

(委員長) 皆様のご意見をいただきながら委員長預かりとさせていただき、事務局とさらに深めていきたいと思っているがそれでよろしいか。

(異議なし)

4. 児童・生徒の声の聴取について

(事務局) ※資料 06「子供の意見の聴取について」参照。

条例を策定していくにあたって子供たちの声を聞くためにアンケートを実施していきたいと考えており、委員の皆様からもご意見をいただきたい。条例を掲げるうえで大切になる「いじめのない学校」「安心して過ごせる場所」等は、第4次日野市学校教育基本構想でも掲げている「みんなの多様な学びと多様なしあわせをつくる」や「みんなが当事者として、自ら歩む道をつくる」の方針に近い。第4次日野市学校教育基本構想の問いに沿いながら子供たちに問いを投げかけ、子供たちの声を聴取して分析し、条例の前文などに反映させていきたいと考えている。第4次日野市学校教育基本構想は令和5年2月に児童生徒の声を拾い上げた経緯がある。第4次日野市学校教育基本構想で問いかけた部分について再聴取しながら経年変化を分析するねらいがあり、これが次の構想にもつながると考えている。第4次日野市学校教育基本構想の設問で「5年後、学校はどんな学校になってほしいか」という項目がある。この問いに多くの児童から回答が得られた。1万2000人中600人から「いじめのない、安全で安心な場所」というような回答があった。第4次日野市学校教育基本構想に沿って経年変化を見ていくというねらいに加えて、新項目を追加して問いたい。小中学校の皆さんにもご協力いただきたいと考えている。いじめを聞かないわけにもいかない中で「いじめのない学校が良いか？」というような「いじめ」など直接的な表現をなるべく引用せずに聞く方法はないか、そのあたりのご意見を伺いたい。「理想の学校であるために、みんなができることは何ですか？」というような問いを投げかけていきたい。こういった案を拾い上げて、パブリックコメントを出す前に前文や条例文案を反映させたいと考えている。

(委員) 条例の理念からして、子供、学校、地域みんなで考えるという意味では子供の意見を聞き取るというのはすごく大切なことだと思う。方向性としては非常にいいという感想を持った。子供に聞いたときに「いじめのない学校」を当然求めるし、逆にそう思わない子供がいたらそれはそれで課題。前文に反映させることが目的と書かれているが、アンケートから何を聞き取りたいのかというところの議論が必要だと思った。

(事務局) 先日我々も研修を受けたが、こういう解釈もあるのだと感じた部分。「～をやっちゃだめ」ということはみんなわかっており、例えば「端末を落としてはいけない」ということはどの児童もわかっている。どういう問いだったらよいのか。「落とす」でもいろんなケースがある。いじめをどういう風に問うかというところで懸念しているのが、フラッシュバックを起こしてしまう可能性。今の方向性としては、問いを出して返ってきたアンケート結果から分析するという中で、問いの質や問いの投げかけ方をどうするかというところを思いあぐねている。

(委員) 前文に入れる目的か。

(事務局) 前文が一番多くなると想定している。条例の中に足りない要素があれば十分検討の余地があると思う。

(委員長) 具体的に言っていただければイメージしやすいと思う。例えば、前文のところにこんな内容を入れたいということがあればそれに対しての問いがわかりやすいと思う。なんとなく欠けている部分があるかもしれないからアンケートで拾おうとなると大変広くて難しい。目的やイメージがあったうえでの質問だとよいと思う。子供からどんな意見を聞きたいのかが明確な方がいいと思う。

(事務局) 今考えている質問。「あなたの学校、学年、学級で良いルールはありますか？」
「あなたが良いと思ったルールがあれば教えて下さい。」という決まりやルールに関する質問を考えている。小学校高学年と中学生を対象としたアンケートでは「理想の学校であるためにみんなができることは何ですか？」という質問。漠然としている部分もあるが、このような問いを考えている。

5. 第4回に向けて

(事務局) アンケートフォームをご用意した。期日は6月13日までとさせていただいた。

(委員長) アンケートでいただいたご意見は委員長預かりとし事務局と調整してその結果を先生方に御覧いただくという流れでよろしいか。

(異議なし)

6. その他 (事務局)

アンケートフォームでいただいた意見を事務局で集約し、委員長の意見をいただきなが

	ら皆さんに資料としてお返しし、そこで出てきた意見を最終的に委員長預かりとして方向性を決めて、いろんな方面にアンケートとして聞いていきたいと考えている。いただいた意見などの結果を次回（第4回）の10月21日でお見せできればと考えている。 7. 閉会（委員長） 先程委員の皆様から委員長預かりをご承認いただきありがとうございました。今のお話にもあったように、皆さんからいただいたご意見を集約して皆さんにお返しするという形になる。6月13日までではあるが、ご意見をたくさんいただければありがたい。よろしくお願いします。今日の会はこれで終了させていただきます。お疲れさまでした。
	閉会